

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-115
許認可等の種類	特許事業者が行う都市計画事業に対する認可			
根拠法令条例等・条項	都市計画法第59条第4項			
許認可等の概要	国の機関、都道府県及び市町村以外の者が知事の認可を受けることによって都市計画事業を施行することができる。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(審査基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業を収用権を与えて民間法人等に行わせることについて、十分な公益性、必要性があること。 2 申請者に都市計画事業を完遂するため必要な資力、信用及び能力があること。 3 事業完了後の施設について、適切な帰属・管理が行われることが確実であること。 <p>(許可の方針)</p> <p>特許事業者に土地収用の権能が付与されることになるので、許可に当たっては特に慎重かつ公正に審査する。</p> <p>なお、許可に際しては次に掲げる事項を条件として附するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 詳細設計の認可 2 事業施行に対する指導監督 (災害・危険防止の措置、中止した場合の現状回復義務等) 3 竣功認可 4 事業完了後の施設の管理に関する指導監督 5 その他必要な事項 			
基準の制定根拠	建設省監修の都市計画法の運用Q&Aによる			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・30日：市町村・建設事務所10日、県庁20日 ・国との協議を要するものにあつては2ヶ月：市町村・建設事務所10日、国土交通省1ヶ月、県庁20日 			
期間の制定根拠				